

日本青年海外協力隊 事業概要

1969年度



国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 24	000
登録No.	07455	36
		JV

序

数千年におよぶ人間の歴史は、より豊かな、安定した生活とより多くの幸せをもとめ、過酷な自然条件、飢餓、疾病、文盲への挑戦が繰り返えされています。

宇宙へもその足跡をとどめるまでに至つた人間の智慧と技術に驚嘆し、他方洪水に田畑を奪われ、或いは毎日何人もの餓死者すら防ぐことのできない現実、それが私達の生活しているこの社会でもあります。自らの技術と奉仕精神をもつて、よりよき社会建設に国境を越えて手を携え、明日の平和と繁栄のために邁進する青年達。すでに彼等の力強い足跡が刻まれ始めています。

その歩みを納めることなく受け継ぎ、さらに大きく、力強くその輪をひろめていきたいと希うものであります。

海外技術協力事業団

日本青年海外協力隊事務局

事務局長 篠 浦 公 夫

JICA LIBRARY



1018782[1]

目 次

1. 設立の経緯	1
1) 目的と意義	1
2) 庁舎の建設	2
2. 機 構	3
3. 予 算	6
4. 業 務	7
1) 広報啓発活動	7
2) 組織活動	7
3) 募集・選考	9
4) 派遣前訓練	9
5) 派 遣	9
6) 隊員帰国後の措置	10
(付) 1. 日本青年海外協力隊要綱	13
2. 応募者職種一覧表	16
3. 日本青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準	17
4. 派遣状況一覧表	22
5. 関係省庁主管部課一覧	24
6. 都道府県主管部課一覧	25
7. 日本青年海外協力隊協議会名簿	26

1 設 立 の 経 緯

1) 目的と意義

アジア、アフリカ、中南米地域等のいわゆる発展途上にある諸国は、世界の面積の2分の1以上を占め、また世界総人口のおよそ半分の16億の人々が生活を営んでいる。これらの国々の多くは第2次大戦後に独立した新興国で、第1次産品をその産業、経済の中心とする農業国である。そして、それぞれの国においてその態様の違いはあつても、各国の共通した目標は政治的独立とともに経済的独立を達成することにある。開発途上諸国のある国では農業の近代化を、またある国では工業化を旨として経済計画をたて、計画目標に向かつて不断の努力を傾けているものの、各国の期待通りにはゆかず、経済開発に着手して間もないこれら諸国と、産業の高度化、開発の速度を早める先進工業諸国との経済水準の格差はむしろ年々拡大する方向にある。開発途上国の大半が赤道付近から南半球に集まっていることから、北半球に位置する先進諸国との対立について「南北問題」と言われているように、国連はじめ種々の国際機関、国際関係の中でこれら諸国の開発と経済安定への真剣な論議が進められている。

一般に開発途上の諸国では、少数の富める階級と多数の貧しい階級の間大きな隔りがある上、さらにその間にはこれら諸国に特有のさまざまな中間階層もあつて、兩者をつなぐパイプが民族的因習と教育水準の低いことなど極めて低次元の問題によつて一体化が阻まれていることがその国の進歩と発展を妨げる大きな原因の一つになつている。また、実際にその国を支え社会を動かしていくのは多数の「持たざる大衆」であつて、開発途上の諸国の近代化や経済開発もこれら大衆の間に進歩向上への意欲、勤勞の喜びを喚起させることなしには到底なし得ないであらう。

わが国の海外技術協力をふりかえつてみると、昭和29年コロombo計画加盟いらい、政府ベースによる研修員受入、専門家派遣、海外技術協力センター設置、各種機材供与等の諸事業が実施され、質量両面において年々拡充の方向をたどつてきたが、このような協力が主として特定の公共機関での指導、研究、調査であり、直接民衆に接し、開発基盤を大衆におく姿勢を欠いた協力のあり方に一層の検討を求められつつあつた。

こうした経緯の中から、開発途上諸国がもつとも必要としている実践的技術

技能を提供し、その普及や指導、啓発を通じて相手国の大衆と「直接に」そして「自由に」交わり経済的、社会的開発に協力し、その生活を通して得る真の理解・親善、またわが国に対する客観的認識を深め、しかもこれらの役割が「若さ」と「情熱」を持ち次代を担う青年にこそ与えられるべきだという基本的な考え方から、日本青年海外協力隊が誕生したのである。

日本青年海外協力隊事業は、わが国の技術協力のあゆみの中から新たな役割と期待をになつて昭和40年度に発足、特殊法人海外技術協力事業団^{*}に委託され、同年4月事業団内に日本青年海外協力隊事務局が設置された。

(付1 日本青年海外協力隊要綱)

2) 庁舎の建設

日本青年海外協力隊事業が年々その規模を拡大し、わが国の海外技術協力の新しい柱としてその内容を拡充し啓発活動、派遣前訓練等を一そう強化して進めてゆくために、固有の施設をもつことが必要になり、日本青年海外協力隊ビル^{*}の建設が計画されるにいたつた。

昭和42年7月、東京都渋谷区広尾4-2-24番地に日本赤十字社所有地約830坪を買収。同年8月に着工、翌43年3月完工した。経済協力センタービル(東京・新宿区)及び横浜移住センターに分散されていた事務局と訓練所は同月31日に移転を完了し、4月1日より新庁舎で執務を開始した。

^{*} 海外技術協力事業団(所管外務省)

前述のようにわが国政府ベースの技術協力は、昭和29年のコロポ計画加盟により開始され、対象地域により、また事業内容によつて「アジア協会」、「ラテン・アメリカ協会」、「国際建設技術協会」、「メコン河総合開発調査会」等の団体により実施されてきたが、開発途上諸国に対するわが国の援助・協力の強化の要請が国際的に強まるにしたがい、より総合的・効率的に実施する体制を確立する必要から、昭和37年5月第40通常総会において「海外技術協力事業団法」が可決され(法律第120号)、6月30日設立された。(出資金・事業費いずれも政府予算による)

現在の業務としては、①研修員受入事業、②専門家派遣事業、③海外技術協力センター事業、④開発調査事業、⑤医療協力事業、⑥農業開発協力事業、⑦一次産品開発事業、⑧日本青年海外協力隊事業等がある。

2 機 構

I) 協議機関

日本青年海外協力隊協議会

協力隊事業の実施にあたり、相手国の要請に沿い得る隊員を募集し、選考し訓練し、またこれら隊員の帰国後の受入体制を整えるには広く関係方面の理解と協力が不可欠である。この趣旨にそつて全国的な協力組織として、民間団体、教育機関等を網らした日本青年海外協力隊協議会が設けられている。

協力隊事務局長は、次の事項について必要ある場合全国協議会、または分科会を開催し、事業運営について連絡協議することになつている。

- (1) 協力隊の広報活動に関すること
- (2) 隊員の推せんに関すること。
- (3) 派遣前訓練の実施に関すること
- (4) 隊員帰国後の就職斡旋に関すること
- (5) その他事業運営上必要な事項

(付7 日本青年海外協力隊協議会メンバー)

II) 選考機関

日本青年海外協力隊選考委員会

隊員の選考は、通常年3回(4月、7月、11月)それぞれ派遣計画に基づいて行なわれるが、公平かつ厳正を期し隊員にふさわしい者を選考するために、官民各界代表者による選考委員会(常任委員及び技術専門委員により構成される)が設置されている。

III) 業務部門

事務局の業務部門は、事務及び附属機関から成り、事務局は総務課、国内課、海外課、就職斡旋室から成つている。各課・室の事務分掌は次のとおりである。

(1) 事務局

イ. 総務課

業務の総合調整、組織、企画、文書、人事、予算、決算、会計、財産・物品の管理、契約事務及び帰国隊員組織への協力に関すること等を行なう。

ロ．国内課

隊員の募集、応募者の登録、選考、機関誌の編集及び発行、展示会・講演会映画会の開催、後援・協力組織（協議会、後援会、家族会、アジアアフリカ研究会）に関する事、地方公共団体との連絡調整等を行なう。

ハ．海外課

隊員の派遣計画の作成、派遣に関する調査及び協定・取極等の締結の促進、派遣、派遣隊員の管理、携行機械の調達及び輸送、海外駐在員に関する業務を行なう。

ニ．就職斡旋室

隊員の派遣前訓練期間及び派遣期間中の身分措置、帰国隊員の就職斡旋、帰国隊員の活動に関する事を行なう。

(2) 附属機関

イ．日本青年海外協力隊訓練所

訓練所は、訓練計画の作成、訓練の実施、訓練期間中の生活指導を行なう。なお、訓練施設として、宿泊施設、教室、語学研修室、娯楽室等の設備をもっている。

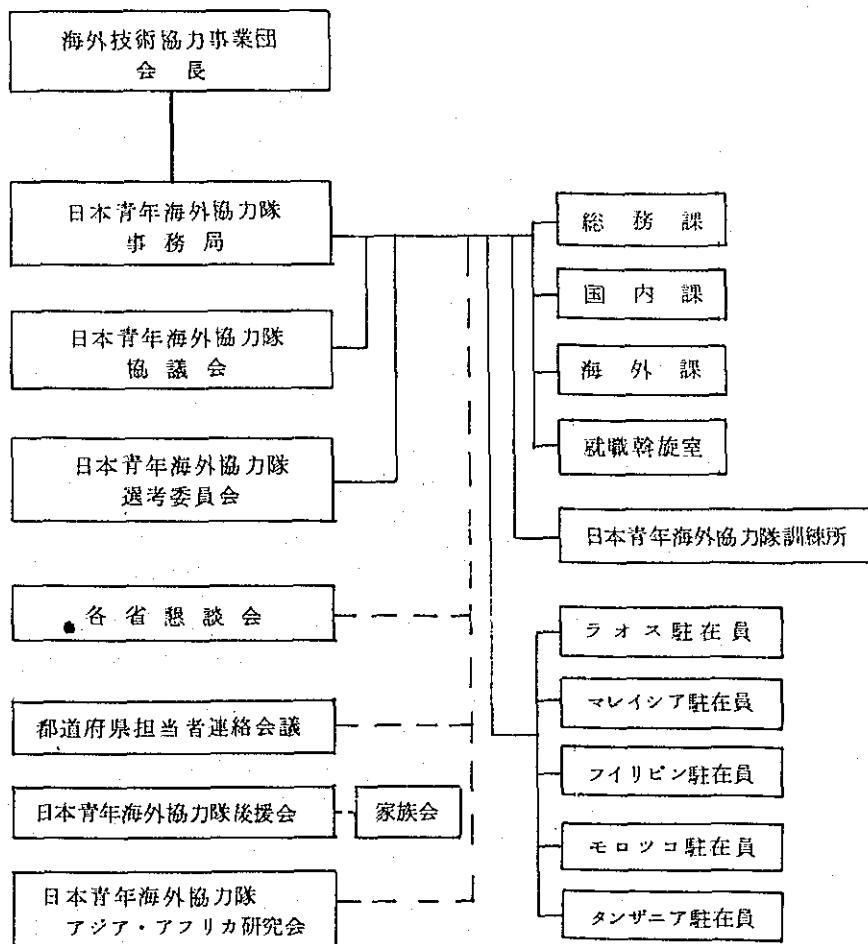
ロ．海外駐在員

隊員派遣国において、派遣に関する調査、隊員受入れ準備、隊員の指導にあたる海外駐在員並びにその補佐として調整員を派遣している。現在ラオス、マレーシア、フィリピン、モロッコ、タンザニアの5カ国に駐在員が、またラオス、インド、フィリピン、ケニア、タンザニアの5カ国に調整員が派遣されている。

なお、44年度ではさらに駐在員2名、調整員2名が関係国に派遣される予定である。

日本青年海外協力隊事務局機構図

(昭和44年3月31日現在)



3 予 算

昭和44年度の日本青年海外協力隊事業関係の予算は、次のとおりである。

日本青年海外協力隊事業委託費	888,969千円
1. 管 理 費	123,299
2. 海外駐在員経費	62,424
3. 協力隊連絡所運営費	4,440
4. 啓発活動費	34,034
5. 派遣前訓練費	33,361
6. 協議会運営費	1,101
7. 選考委員会費	3,859
8. 派 遣 費	609,631
9. 各国事情資料整備費	2,588
10. 巡回指導旅費	6,232
11. 機材供与費	8,000

なお、本年度海外技術協力事業団予算（協力隊含む）は、76億3862万1000円である。

4 業 務

日本青年海外協力隊事業は、国内にあつてはその直接の対象である青年層をはじめ、民間団体、教育機関、公共団体等と密接な関係をもつて、広報啓発活動はもとより、募集活動、協力団体・後援者の組織化、また海外での任務遂行に必要な語学、相手国事情等の派遣前訓練、一方海外にあつては派遣要請の開拓、相手国政府との受入体制についての折衝、現地隊員に対する指導活動等広範囲にわたつており、今後の一そうの発展と目的達成のために、より長期的・組織的かつ効率的な業務体制の確立が重要となつている。

1) 広報啓発活動

本事業の目的は、単に青年の参加があれば達成されるというのではなく、参加にいたる動機、参加に伴なり身分の保障、帰国後の受入体制等について、前述のように関係各方面の理解と協力があつてはじめて可能となる。事務局はこの観点から広く国民に、全国的規模でさまざまな広報啓発活動を行なつている。その主なものは次のとおりである。

- イ、機関誌「若い力」、「JOCV通信」の発行
- ロ、パンフレット、リーフレット、ポスター等各種印刷物の作成
- ハ、記録映画「若い力」の製作
- ニ、写真展、講演会、映画会及び巡回展の開催
- ホ、各種インフォメーション・サービス
- ヘ、マスコミ関係への取材協力

2) 組織活動

協力隊事業に関心をもち、またそれを理解し協力する人びと並びに団体等の組織化、あるいは、各種団体と事務局との組織的な提携による国内の事業実施基盤の強化等は、事業を進めてゆく上で欠くことのできないものであり、つぎに述べるようにそれぞれの目的の下に各省懇談会、都道府県担当者連絡会議、日本青年海外協力隊後援会、日本青年海外協力隊アジア・アフリカ研究会が設

けられており、また日本青年会議所、国際ロータリークラブ等との提携も進められている。

イ. 各省懇談会

事業の実施にあつては、所管である外務省をはじめ、各省庁と密接な関係をもつている。すなわち、各省職員の協力隊参加の際の身分保障^(注)、選考試験における技術専門委員の依頼及び派遣前訓練の一環である技術訓練の委託等である。これらの問題をはじめとして、政府委託事業である本事業に関係省庁の協力を得、調整を行なうべく各省懇談会が設けられている。

(付5 関係省庁主管部課一覽)

ロ. 都道府県担当 者連絡会議

昭和40年4月に協力隊が発足して以来、各都道府県等地方公共団体とは広報啓発活動、募集活動、公共団体出身隊員の身分保障等多岐にわたつて連絡を保つてきたが、すでに沖縄を含む47都道府県において協力隊主管部課(窓口)が設置され、本事業推進に大きな役割を果たしている。

(付6 都道府県主管部課一覽)

(注)；昭和44年3月末現在、派遣隊員総数520名中、国家公務員及び地方公務員出身者は66名を数え、今後とも職務専念義務免除あるいは休職等適切な措置をとることによりさらに多くの参加が期待される。

ハ. 日本青年海外協力隊後援会

海外で活躍する隊員の激励並びにその家族との連絡を密にするとともに、青少年の健全な育成をはかることを目的として後援会が組織され、隊員の家族、友人、知人その他本事業に関心を持つ人々によつて、広報活動、映画会、写真展、文書活動、家族との連絡を行なつている。

ニ. 日本青年海外協力隊アジア・アフリカ研究会

この研究会は協力隊事業並びにアジア・アフリカ地域の諸問題に関心をもつ青年が、調査・研究等の活動を通じて認識を深め、これらの地域の開発に協力する意識を高めることを目的としている。

全国各地の高校、大学、各種団体、青年グループ等約200団体1600名が入会(昭和44年3月末現在)、帰国隊員をかこむ業種別研究会の開催、学校祭における協力隊の展示等積極的な活動が続けられている。

3) 募集・選考

隊員の募集は協力隊事業の性格から公募を原則としており、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じあるいは機関誌「若い力」、ポスターによつて行なうかたわら、都道府県、協議会等各組織を通じても行なっている。

募集に応じて志願した者は、それぞれの応募職種別に事務局に登録され、各国の要請にもとづき選考の対象となる。第1次審査では提出された書類により技術・技能に重点をおいて選考し、さらに第2次選考として筆記試験、面接、身体検査を行なつて合格者を決定している。

(付2 応募職種一覧表)

4) 派遣前訓練

派遣前訓練は、選考試験合格者を対象に3カ月間合宿形式で実施される。

訓練は、派遣される隊員が任務遂行上必要とされる諸条件、すなわち相手国の正しい認識、充分な意思疎通をはかるための語学力、相手国の要請にこたえられる技術・技能、また気候・風土・習慣等環境の異なる土地での2カ年の生活に耐え得る強固な体力、精神力、さらに未知の土地で予測できない問題に遭遇しながらも目的に向つて着実に前進していく自主的な人間性の確立を目指すものである。

この方針にもとづき訓練が実施されるが、主な内容はつぎのとおりである。

協力隊の目的及び隊員の役割等の基本的理解

派遣国事情(国別・業種別)の徹底

わが国の事情及び国際情勢の学習

技術強化訓練

語学研修(英語、フランス語、現地語)

身体の鍛錬

5) 派遣

協力隊員の派遣は、政府が委託して行なう技術協力事業という性格から、アジア・アフリカ、中南米等地域の開発途上諸国がその対象とされ、相手国の開発計画と協力隊員要請との関連、緊急度、現地の生活環境等を検討の上決定される。また、その分野も要請の内容及び現地の実情等を検討し決定されるが、

本事業開始いらい隊員の派遣はすでに60業種を教え、農業から学校教育に至るまで広範囲にわたる技術協力が行なわれている。派遣に際しては、相手国政府とわが国政府との間で、両国政府がそれぞれなすべき事項についての取極めが結ばれる。

隊員は、派遣前訓練の終了後研修結果を総合的に判定して最終的に派遣が決定され、身分、待遇、服務、災害補償に関する役務契約を締結した上派遣される。

(付3 日本青年海外協力隊員の海外手当等に関する基準)

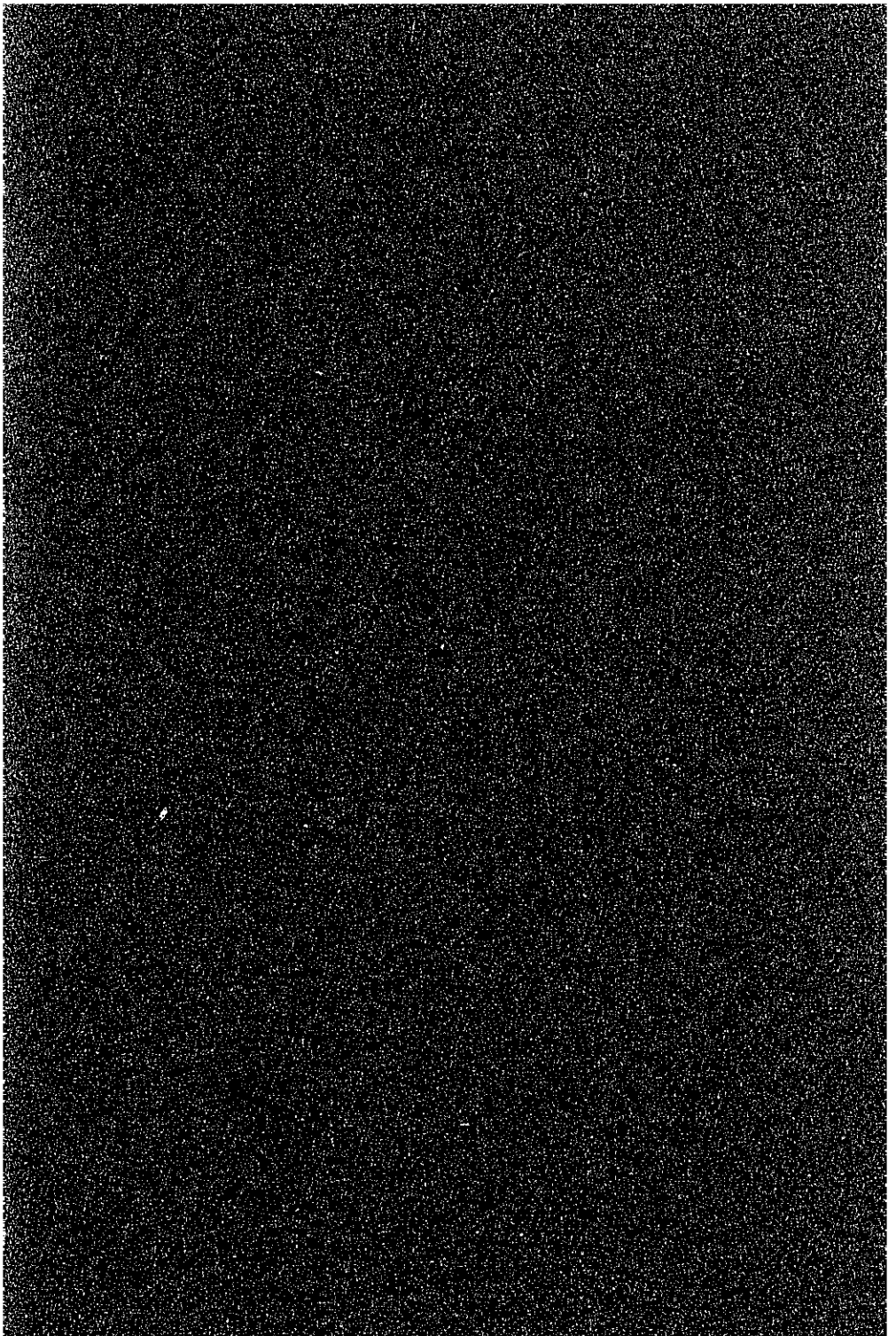
派遣期間は原則として2カ年であるが、相手国政府の要請並びに隊員の同意がある場合には任期延長ができることになっている。また、現地において隊員の業務上及び生活面での指導並びに在外公館と表裏一体となつて相手国政府との折衝を行なうために駐在員、調整員が派遣されており、それらの未派遣国にあつては在外公館並びに事業団海外事務所が隊員指導に留意している。

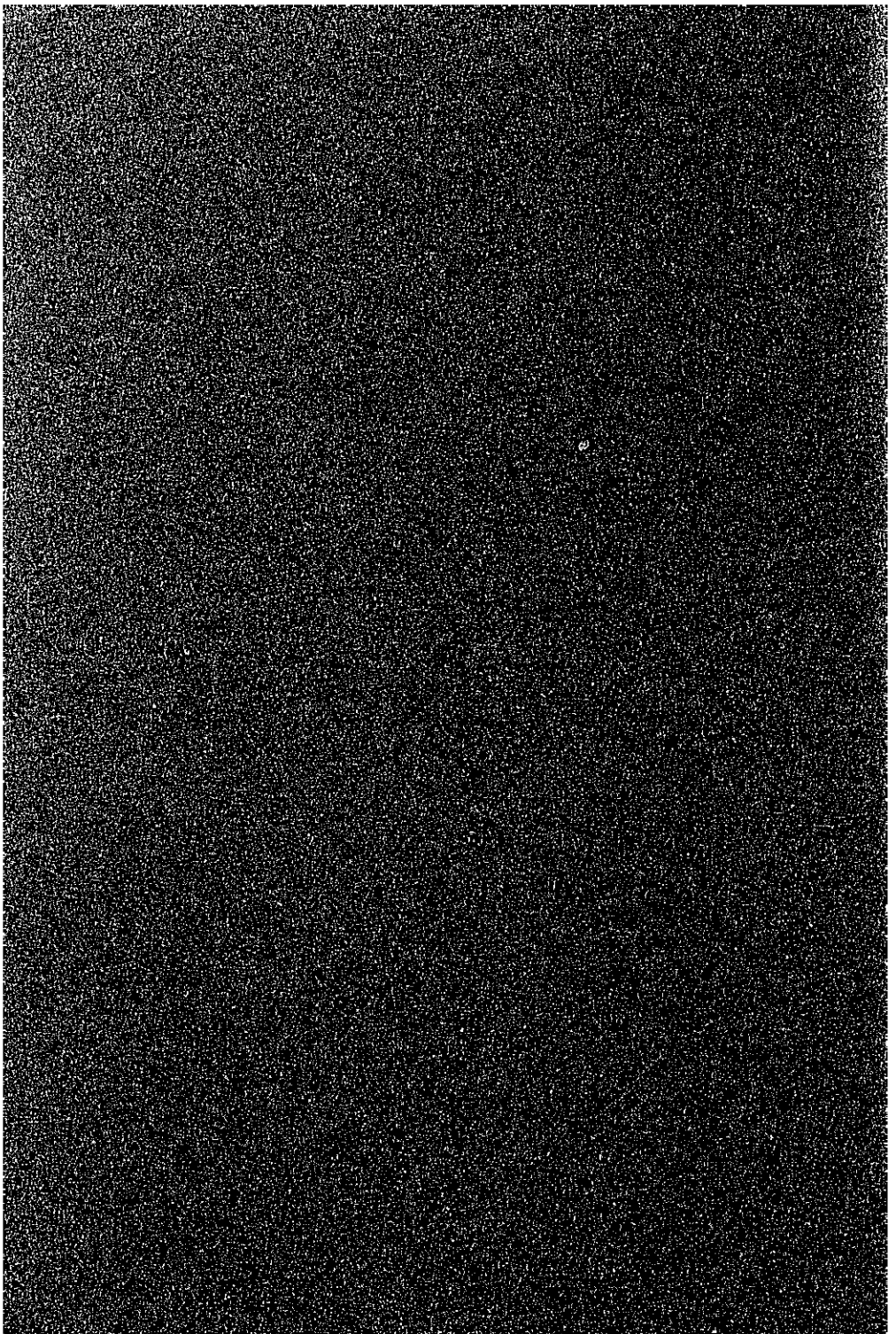
(付4 派遣状況)

6) 隊員帰国後の措置

任期終了後の身分については、特別の保障は行なつてはいないが、派遣に際して勤務先を退職しあるいは卒業と同時に参加し、帰国後就職を希望する者については、できる限りの斡旋を行なう。このため、関係業界・団体等と緊密な連絡をたもち、積極的な措置を講じている。

また、すでに任期を満了し帰国した隊員は100名を越え、民間企業、教育機関、試験研究機関等各方面で海外での諸経験を生かして活躍しており、国内においても注目をあび、大きな期待が寄せられている。





[付 1]

日本青年海外協力隊要綱

(名 称)

日本青年海外協力隊 (Japan Overseas Cooperation Volunteers)
以下「協力隊」と称する。

(目的および性格)

開発途上にある諸国の要請に基づき技術を身につけた身心ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。

協力隊事業は、相手国政府との間の合意に基づいて実施される新しい國家的計画である。

(実施機関)

協力隊事業は外務省の所管とし、海外技術協力事業団に委託実施せしめるものとする。

(募集および選考)

協力隊員の募集は、関係省庁、都道府県、大学、青年団体その他関係団体の協力を得て行なうこととし、高い知性と豊かな情操とたくましい意思を身につけたわが国の青年男女で、開発途上にある諸国の開発のために必要な技術と情熱を持つ者は、誰でも応募することが出来る。ただし、選考は選考委員会を設け、概ね次の基準により、相手国の要望とにらみ合せて行なり。

- (1) 満20才以上の日本人青年男女であること。
- (2) 協力隊の趣旨に賛同し、任務に耐え得る強い意思と頑健な身体を有する者。
- (3) 学歴はとくに問わないが、短大卒程度以上の学力と教養を身につけ、かつ、任務遂行に必要な語学能力を有するもの、もしくは一定期間の語学研修により所要の語学を修得し得る能力が認められる者。
- (4) 別記活動分野の項に掲げる各種技術を有するものか、あるいは教育、訓練によつてこれらの技術を修得しうる者。

5) 現地の社会環境に適應し、かつ、相手国民と融合できる適性を有する者。

(教育・訓練)

協力隊隊員の教育・訓練は、次の諸点について3ないし6カ月間実施する。

- (1) 協力隊の趣旨に沿った精神的、肉体的訓練。
- (2) 目的達成のための必要な基本的技術の再教育及び各種応用技術の訓練。
- (3) 徹底した実用的語学教育(特に現地語)
- (4) 受入国の生活、風俗、習慣、歴史、地理、文化、社会、政治、経済等一般常識についての教育。
- (5) わが国に関する充分な知識、特に歴史、文化、産業、社会等に関する正しい知識の修得。
- (6) 如何なる環境にも適應できる強健な身体の育成と保健衛生に関する一般的教育。

(派遣)

協力隊隊員は、概ね次の要領により派遣することとする。

派遣はアジア地域を中心とし、(イ)特に派遣要請が強く、協力するにふさわしいプロジェクトがあり、(ロ)生活条件その他が隊員の現地活動に適し、かつ、任務が効果的に遂行できると判断される国につき重点的に実施する。

- (1) 隊員の派遣は教育訓練の終了後に研修結果を総合的に判定して最終的に決定する。
- (2) 派遣期間は原則として2年とする。

(活動分野)

協力隊の活動分野は概ね次のとおりとする(例示)。

- (1) 農林水産関係(稲作技術、家畜衛生、家畜飼育管理、漁撈技術、森林伐採運搬技術、農水産加工等)
- (2) 鉱工業関係(各種機械技術、各種鉱工業技術等)
- (3) 交通、通信関係(交通機関の運輸、整備、電気通信、放送技術等)
- (4) 土木建設関係(道路、測量、砲築、土木建設機械の操作、維持、補修等)
- (5) 保健福祉関係(医療、公衆衛生、環境衛生、社会福祉等)
- (6) 教育、訓練関係(職業訓練、日本語教育、体育等)

(隊員の待遇)

協力隊隊員には、国内旅費、支度料、移転料、渡航費、国内積立金、現地手当等が支給されるが、その主なもの次のとおり。

- (1) 訓練期間中は宿泊費、食費の外、月若干の手当を支給する。
- (2) 派遣期間中は、その国の実情に応じ、150ドル程度の現地手当を支給する。
- (3) 派遣期間中は、月額約1万5千円の国内積立てを行ない、任務を終えて帰国した時に支給する。
- (4) 隊員には必要な機材を携行せしめる。
- (5) 任期終了後の身分については、特別の保障は行なわないが、就職を希望する者には各界関係者の協力を求める措置を講ずる。

〔付2〕

応募者職種一覽表

1. 農 林 水 産 分 野		3. 交 通 々 信	
農 業	稲作、園芸、果樹、野菜、農業機械、養蚕、農業土木、病虫害・ネズミ防除、食品検査、農芸化学、農産物加工、農協	交 通	車輛整備、鉄道土木、港湾建設、船舶技術、航空整備、レーダー、気象観測
畜 産	飼料、家畜飼育、獣医、畜産品加工	通 信	電話交換、電話工事、テレタイプ、テレックス、マイクロエープ、海底ケーブル、無線通信、無線技術、ラジオ・テレビ修理、ラジオ送信、電子機器
林 業	森林保護、木材伐採、林産加工	4. 土 木 建 設	
水 産	漁具漁法、養殖、水産物加工、漁船建造	土 木	建築、水道管工事、上水道、下水道、ダム、測量、橋梁、造園、建設機械、地質調査
2. 鉱 工 業		5. 保 健 衛 生	
鉱 業	採鉱、鉱物分析、鉱山機械、鉱山保安	保 健 衛 生	医師、看護婦、薬剤師、助産婦、保健婦、衛生検査技師、レントゲン技士、歯科技工士、栄養士
電 気	水力・火力発電、送配電、配線、電気機器、発電機、電気工事	社 会 福 祉	保母、ケースワーカー、社会福祉
軽 工 業	木工、竹工芸、窯業、印刷技術、セメント、ガラス、鋳物、織機、繊維、染色	6. 教 育 訓 練	
重 工 業	鍛工、溶接、配管、ボイラー、冶金、メッキ、工作機械、機械設計、機械据付	教 育	教育一般、日本語、司書、会計、珠算、経営
化 学 工 業	石油化学、合成樹脂、化学肥料、ソーダ、合成洗剤	体 育	体育、柔道、水泳
		家 政	洋裁、編物、デザイン、生花
		訓 練	理容、出版、映画、写真
そ の 他	以上何れにも該当しない職種		

〔付 3〕

日本青年海外協力隊隊員の 海外手当等に関する基準

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は海外の地域に派遣する日本青年海外協力隊隊員（以下「隊員」という。）の海外手当等に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

(海外手当等の支給)

第 2 条 日本青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）は隊員に対し海外手当、国内積立金および旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は航空賃、船賃、鉄道賃、車馬賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、支度料および旅行雑費とする。

(旅費計算の原則等)

第 4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、用務の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する

2 隊員が、隊員の資格を取得した日以降で本邦出発前に相手国または日本政府の事情により派遣が取り消された場合において、当該旅行のためにすでに支出した金額があるときは、当該金額のうち隊員の損失となつた金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

第 2 章 海外手当等の支給方法

(海外手当)

第 5 条 海外手当は、派遣計画に基づく在勤地到着の日の翌日から在勤地を出発する日の前日までの期間に応じ、1 カ月当り米貨 170 ドルを支給する。

ただし、現地の生活および物価事情、相手国からの便宜供与等の程度に応じ、別に定めるところにより米貨50ドル以内の額を加減することができる。

2 海外手当は原則として各月の中旬までに送金する。

ただし、特別の事情がある場合には別の取り扱いによることができる。

(国内積立金)

第6条 国内積立金は、派遣計画に基づく本邦出発の日から帰国の日までの期間に応じ毎月15,000円を支払いのうえ、これを積立て、隊員が帰国の際に一括交付する。

ただし、特別の事情により事務局長が特に認めた場合にはこの限りでない。

2 隊員が所属する勤務先から本俸が支給される場合には、前項の国内積立金は支給しない。

(海外手当および国内積立金の計算)

第7条 海外手当および国内積立金の計算期間は、月の初日から末日までとする。

ただし、1カ月に満たない期間についての計算は、当該月の現日数を基礎として日割によつて計算する。

(航空賃、船賃、鉄道賃、車馬賃)

第8条 派遣計画に基づく海外旅行について、路程に応じエコノミークラスの航空賃、船賃、鉄道賃および車馬賃を支給する。

2 前項の場合において、在勤地との往復は原則として航空機を利用するものとし、やむを得ない事情がある場合に限り船舶を利用することができるものとする。

この場合船賃の額および日当、宿泊料の合計額は、航空機を利用する場合に要する航空賃の額および日当、宿泊料の合計額を越えないものとする。

3 赴任または帰国に伴う内国旅行の鉄道賃または船賃は、その乗車船に要する旅客運賃、急行料金を支給する。

この場合、運賃の等級が2階級以上に区分されている場合には、最上

級の直近下位の級の運賃とする。

(日当および宿泊料)

第 9 条 前条第 1 項の海外旅行における日当は当該旅行中の日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じ、それぞれ別表 1 の定額により支給する。

2 前条第 3 項の内国旅行期間（東京における滞在期間を含む。）における日当は当該旅行中の日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じそれぞれ別表 3 の定額により支給する。

(移 転 料)

第 10 条 移転料は、赴任および帰国について、在勤地と事務局所在地との路程に応じ別表 2 の定額により支給する。

(着後手当)

第 11 条 着後手当は、赴任について、別表 1 の日当定額の 10 日分および宿泊料定額の 10 夜分に相当する額以内の額を支給する。

(支 度 料)

第 12 条 支度料は、赴任について、77,000 円を支給する。

(旅行雑費)

第 13 条 旅行雑費は、渡航に必要な予防注射料、入出国税および健康診断料の実費額により支給する。

第 3 章 雑 則

(帰路変更等)

第 14 条 隊員の帰路変更、有給休暇、有給休暇による一時帰国の取り扱いについては、別に定める。

(災害補償)

第 15 条 隊員の療養補償、遺族補償、障害補償等については、別に定める。

(準 用)

第 16 条 この基準に定めるもののほか、旅費については「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。

(協 議)

第 17 条 この基準により難しい場合には、外務省と協議のうえ、別の取り扱い

にすることができるものとする。

附 則

- (1) この基準は、昭和44年3月1日から施行する。
 ただし、第5条第1項の規定は、昭和44年4月1日から施行する。
- (2) 本基準の施行に伴い、「日本青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準（海技協達第1号、昭和41年1月11日）」は、廃止する。

別表 1

(単位 円)

日 当		宿 泊 料	
甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方
1,600	1,500	5,000	4,800

備 考

- (1) 乙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）およびアフリカ地域のうち、大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- (2) 船舶または航空機による旅行（出発または到着の日の旅行を除く。）の場合における日当および宿泊料の額は、乙地方につき定める定額とする。

別表 2

移 転 料

(単位 円)

500 Km以上 1,000 Km未満	26,100	5,000 Km以上 10,000 Km未満	58,500
1,000 Km以上 1,500 Km未満	34,200	10,000 Km以上 15,000 Km未満	63,900
1,500 Km以上 2,000 Km未満	43,200	15,000 Km以上	69,300
2,000 Km以上 5,000 Km未満	53,100		

別表 3

(単位 円)

日 当	宿 泊 料	
	甲 地 方	乙 地 方
400	2000	1,600

備 考

- (1) 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市、横浜市、福岡市および北九州市をいい、乙地方とは、その地域をいう。
- (2) 鉄道または船舶による旅行の場合における宿泊料は、乙地方につき定める定額とする。

(付4) 派遣状況一覧表

(1) 派遣実績

昭和44年3月31日現在(単位:人)

派遣国名	派遣年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	帰国隊員数	現況	総計
カンボジア		9		5	4 (1)	11	7	18 (1)
インド			9 (7)	13 (4)	19	9	32	41 (11)
ラオス		10 (2)	45 (2)	27 (2)	39 (2)	56	65	121 (8)
マレーシア		13 (3)	2	43 (4)	6	17	47	64 (7)
フィリピン		13	6	56 (1)	34	24	85	109 (1)
ケニア		3	11 (1)	17	19 (1)	16	34	50 (2)
モロッコ				10	29		39	39
タンザニア			30 (24)		37 (5)	30	37	67 (29)
エル・サルバドル					11 (3)		11	11 (3)
計		48 (5)	103 (34)	171 (11)	198 (12)	163	357	520 (62)

(注) ()内は、女性隊員数で内数。

(2) 派遣分野別・年度別実績

昭和44年3月31日現在(単位 人)

派遣分野 派遣年度	農林水産			鉱工業			交通通信			土木建設			保健衛生			教育訓練			調整員		計												
	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41		42	計										
	計	43	計	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41	42	40	41		42	計										
カンボジア	7																		2	5	4	11	18										
インド		8	13	21						3						7	1					3	3	1	41								
ラオス	3	26	5	16	50		4	1	4	9	7	1	8	16	3	4	17	6	30	1		2	3	4	3	2	12	1	121				
マレーシア	9	7	6	22									7			2			2						2	4	2	17	23	64			
フィリピン	7	6	34	28	75	3	12	3	18				2	2	4	3	5	8							3	3	1	109					
ケニア		6	7	3	16	1	1	1	3				2	6	4	12	2	4	8	14						2	2	4	1	50			
モロッコ			5	27	32												5	2	7													39	
タンザニア		6	18	24																					24			18	42	1	67		
中 東 ア ラ ブ 地 域																												11	11			11	11
計	25	44	65	111	237	4	5	21	13	43	11	17	14	42	8	4	33	16	61	1	7	3	2	13	9	32	31	37	109	5	520		

〔付5〕

關係省庁主管部課一覽

外務省	經濟協力局	技術協力課
大藏省	主計局	主計課
農林省	農林經濟局	國際協力課
建設省	計画局	建設振興課
通産省	貿易振興局	技術協力課
運輸省	大臣官房	政策課
労働省	大臣官房	國際労働課
総理府	青少年局	
郵政省	大臣官房	電氣通信監理官室
自治省	大臣官房	総務課

〔付6〕

都道府県主管部課一覽

県名	部 課 名	県名	部 課 名
北海道	総務部青少年対策事務局	三重	農林水産部開発拓植課
青森	企画部県民課	京都	民生労働部婦人児童課
岩手	総務部人事課	奈良	総務部県民課
秋田	農政部開拓課拓植係	和歌山	青少年局育成課
山形	企画部県民生活課	大阪	企画部青少年対策課
宮城	総務部県民生活課	兵庫	総務部外務課
福島	農地林務部農林課移住係	鳥取	総務部総務管財課総務係
群馬	総務部文教外事課移住係	島根	農林部農地開拓課
栃木	農務部農地開拓課拓植係	岡山	農林部農業経済課
茨城	県民室青少年育成係	広島	総務部総務課
埼玉	総務部報道文化課	山口	企画部広報課
東京	総務局青少年対策部計画課	香川	厚生部婦人青少年課
千葉	社会部青少年課	徳島	農林水産部農地開拓課
神奈川	渉外部渉外課	高知	厚生労働部児童家庭課
山梨	総務部総務課外事係	愛媛	農林水産部農地拓植課
新潟	総務部地方課外事係	福岡	総務部渉外移住課
富山	農地林務部農地開拓課	佐賀	県民室
岐阜	農務部農政課移住係	長崎	総務部外務文教課
長野	総務部秘書課外事係	熊本	総務部広報外事課
静岡	企画調整部青少年対策室	大分	総務部文書学事課
愛知	青少年対策本部事務局	宮崎	総務部総務課移住外事係
石川	農林部農地開拓課	鹿児島	総務部県民課
福井	総務部青少年室	沖縄	総務局渉外広報部渉外課
滋賀	厚生部青少年対策室		

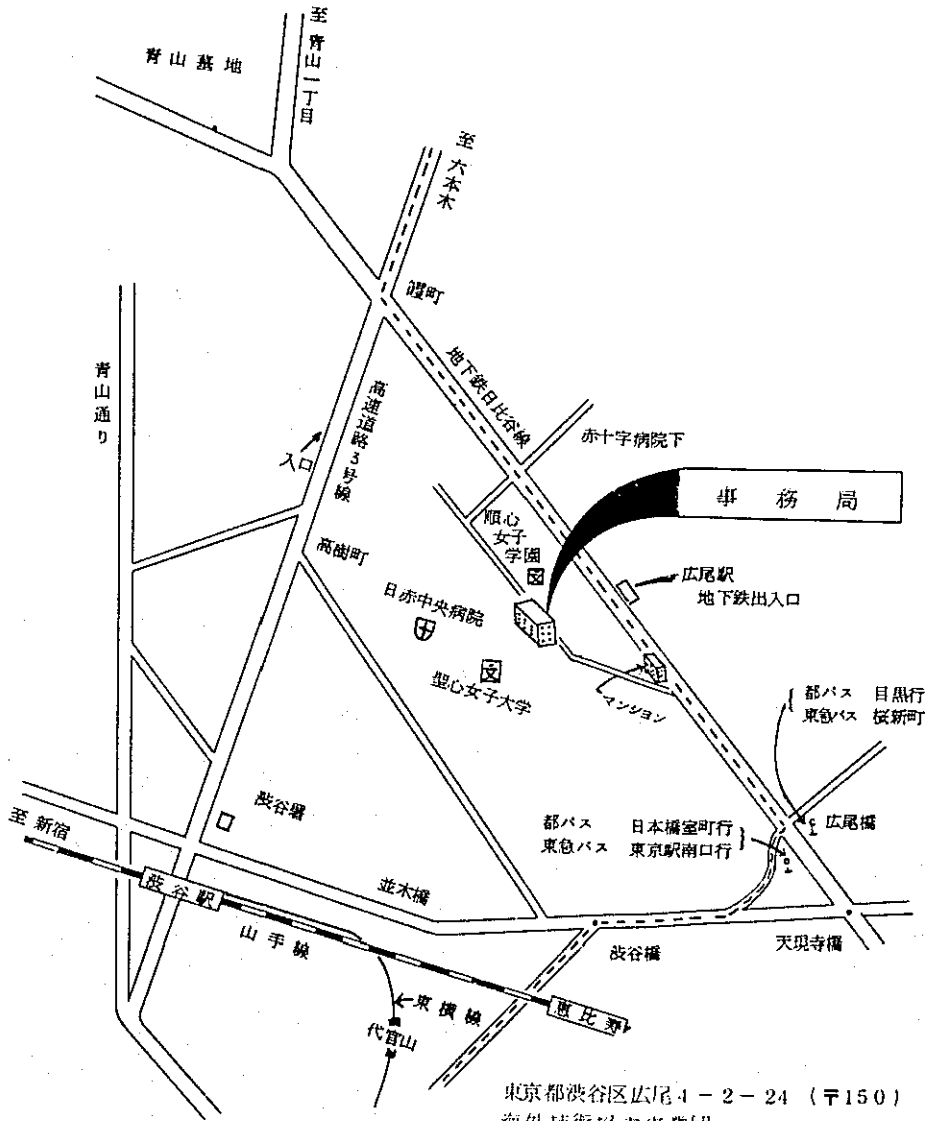
〔付7〕

日本青年海外協力隊協議会名簿

昭和44年3月31日現在

団 体 名		団 体 名		
農林水産関係	全国農業講習所協議会	保健衛生関係	日本キリスト教海外医療協力会	
	全国農業協同組合中央会		日本衛生検査技師会	
	日本林業経営者協会		日本公衆衛生協会	
	日本獣医師会	日本環境衛生センター	教育関係	東京農業大学
	中央畜産会	東京農工大学		
	農山漁村文化協会	麻布獣医科大学		
	国際農友会	鯉淵学園(農民教育協会)		
	全国漁業協同組合連合会	東京水産大学		
	鉱工業関係	日本機械工業連合会		工学院大学
		日本繊維機械協会		東京電機大学
窯業協会		芝浦工業大学		
東京都竹製品工業協同組合		北海道自動車短期大学		
竹芸会館		九州測量専門学校		
交通・信関係	全日本竹産業連合会	東京医科歯科大学		
	日本自動車整備振興会連合会	拓殖大学		
	海外電気通信協力会	国際キリスト教大学		
	海外電力調査会	東京教育大学		
土木建設関係	海外建設協力会	上智大学		
	国際建設技術協会	日本大学		
	日本ダム協会	東京外国語大学		
	日本建設機械化協会	北里大学		
	日本水道協会	日本体育協会		
	日本水道工事業協同組合連合会	日本私立短期大学協会		
	東京都管工事工業協同組合	全国工業高校々長協会		
	保健衛生関係	日本栄養士会		

団 体 名		団 体 名	
教 育 関 係	国際学友会	青 少 年 関 係	日本青年協会
青 少 年 関 係	全国4日クラブ連絡 協議会		日本産業開発青年協会
	日本国際農村青年連盟		産業開発青年技術協会
	全国農村青少年教育 振興会		修養団青年部
	日本青年団協議会	産 業 経 済 関 係	日本商工会議所
	友愛青年同志会		
	日本健青会		
			計 62 団体



事務局

東京都渋谷区広尾4-2-24 (〒150)
 海外技術協力事業団
 日本青年海外協力隊事務局
 TEL (400) 7261 (代表)

